※施設記入欄 受付日

R

支給認定変更申請書 兼 記載内容変更届 子育てのための施設等利用給付認定変更届 兼 取下届

令和 年 月 日

(あて先) 富士市長 (福祉事務所長)

	住	所	
保護者	氏	名	
	電話	番号	

このたび、下記の理由により、令和 年 月 日から支給認定証の内容に変更がありました ので、申請(届出)します。

	支給認定証番号												
	ふりがな				続柄				続柄				続柄
利用	氏名												
利用児童	生年月日	平成·令和	年	月	日	平成·令和	年	月	日	平成·令和	年	月	日
	利用施設												
	認定区分	□1号	<u> </u>	号 🗆	3 号	□ 1 5	를 🗆 2	号 □:	3 号	□1号	- 🗆 2	号 □:	3 号

1 記載内容変更届関係(変更のある箇所のみ記入)

区分		変更前		変更後		
住所						
	続柄	氏 名	障害手帳等	続柄	氏 名	障害手帳等
	父		有・無	父		有・無
	母		有・無	母		有・無
世帯	祖父		有・無	祖父		有・無
構成員	祖母		有・無	祖母		有・無
			有・無			有・無
			有・無			有・無

「施設等利用給付認定を受けている場合で、「要件無]

2 支給認定変更申請関係(該当する区分にチェック) し」を選択した場合は 認定取下となります。

保育を必要とする事由	区分	変更前	変更後
	父	□就労 □求職活動 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □育休 □虐待・DV □その他()	□就労 □求職活動 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □育休 □虐待・DV □その他() □要件無し
	母:	□就労 □求職活動 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □虐待・DV □妊娠・出産 □育休 □その他()	□就労 □求職活動 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □虐待・DV □妊娠・出産 □育休 □その他() □要件無し
保育必要量		□保育標準時間 □保育短時間	□保育標準時間 □保育短時間

変更の理由		

◎支給認定証の記載内容の変更に関する必要書類について

支給認定証の内容に変更がある(あった)項目にチェックを入れ、必要書類を提出してください。

			変更内容		必要書類				
			富士市内で転居した		「支給認定変更申請書 兼 記載内容変更届」(以下「変更届」)				
	住所		富士市外へ	·転出 <i>t-</i>	【退園の場合】「退園届」+「支給認定証」				
			田工山小	·和田 U / こ	【継続入園の場合】「退園届」+「支給認定証」※1				
	伢	段護者(の連絡先が変	変更になった	「変更届」				
	氏名		子どもまた	は保護者	「変更届」+「支給認定証」				
	変更		その他の親	見族等	「変更届」				
	世帯		離婚※2		「変更届」+「戸籍全部事項証明書」など離婚日がわかるもの+「支給認定証」				
	構成		調停による	別居※2	「変更届」+「調停の事件係属証明書又は呼出状」+「支給認定証」				
	の		保護者の娼	≸姻※2	「変更届」+「就労証明書」など(配偶者分)+「支給認定証」				
	変更		上記以外の)変更	「変更届」				
	保 容 心	、	(煙淮 時間)	・短時間)の変更	「変更届」+「支給認定証」				
	休月 龙	7女里	(1本十町町	应时间/ 00 发史	+ (変更後の)「就労証明書」など変更内容が確認できる書類※3				
			勤務先 変更等	就職・転職※3	「変更届」+「支給認定証」+(新しい勤務先の)「就労証明書」				
				自営業の開業	「変更届」+「支給認定証」				
					+「就労証明書」及び開業することが確認できる書類(開業届等)				
				育休明けの復職	(復職月の前月に)「変更届」+「支給認定証」※4				
			(退職等に伴う)求職活動中		「変更届」+「支給認定証」※5				
	事由	П	妊娠・出産		「変更届」+「支給認定証」+「母子健康手帳のコピー」(父母の氏				
			7-11A HIT		名、分娩予定日がわかるページ)				
			育休取得または延長		「変更届」+「支給認定証」+「育休中における継続申立書」				
					「育児休業証明書(会社の書式)」				
			疾病	病気になった	「変更届」+「支給認定証」 +(家庭保育が困難であることが記載された)「診断書」				
			疾病 障害	 障害者手帳を	「変更届」+「支給認定証」+「障害者手帳のコピー」				
			7+ 11	交付された※2	+ (家庭保育が困難であることが記載された)「診断書」				
			A =# -T =+	l .	「変更届」+「支給認定証」				
			介護・看護		+ (家庭保育が困難であることが記載された)「診断書」				
	□ 就学			「変更届」+「在学証明書」+「時間割表」+「支給認定証」					
\•/ 1		. 1 . 1 . 1	t two teams						

- ※1 転出先自治体の担当課で手続きが必要となりますので、富士市保育幼稚園課までご連絡ください。
- ※2 保育料が変更となる場合があります。また、事由の変更によって標準時間と短時間の区分が変わる場合 も、保育料が変更となります。
- ※3 <u>転職の場合、転職前と後で標準時間または短時間の区分に変更がないときは、就労証明書の提出のみで構いません。</u>また、異動等に伴う勤務地変更の場合は、標準時間と短時間の区分が変更となる可能性がありますので、富士市保育幼稚園課またはお通いの園にご相談ください。
- ※4 復帰日がわかっている場合は、基本的に前月中に変更申請をしていただきます。その場合、復職月の初日から変更後の認定内容で利用することが可能です。
- ※5 原則、求職中の方は事由発生日から1ヶ月以内に保育の必要性が証明できなければ、退園となります。 また、退職したにも関わらず変更申請を行わなかった場合も、場合によっては退園となりますのでご注意ください。

【その他の注意点】

- ・上記以外にも書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・変更届は、富士市保育幼稚園課またはお通いの園へ提出してください。
- ・原則、変更届を受理した翌月からの変更となりますが、内容によっては遡及変更となる場合があります。

問合せ先:富士市保育幼稚園課 電話 0545(55)2762